

境港市災害等緊急対策資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害等の発生により被害を受けた中小企業者等の事業活動の速やかな復旧を目的とし、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、基本要綱において使用する用語の例による。

(災害等の指定)

第3条 この資金の対象となる災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び市内の中小企業者等の経営の安定に深刻な影響を及ぼす突発的な事故等のうち、市長の指定を受けたもの（以下「指定災害等」という。）とする。

2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、境港市災害等緊急対策資金指定通知書（様式第1号）により、保証協会、商工団体及び取扱金融機関に通知するものとする。

(融資対象者)

第4条 この資金の融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当することについて商工団体の確認（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定に該当し、同項の規定による市町村の認定を受けようとする場合は当該認定）を受けた中小企業者等とする。

- (1) 指定災害等により事業の用に供する施設、設備、製品又は原材料等に被害を受けた者
- (2) 指定災害等により最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者
- (3) その他必要により市長が別に定める要件に該当する者

(融資条件)

第5条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の用途	運転資金、設備資金及び借換資金。ただし、借換資金は、運転資金又は設備資金の借入に併せて、保証協会の信用保証付き借入金（境港市中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、境港市中小企業小口融資等特別資金、境港市経営活力再生緊急資金、境港市経営活力強化資金、境港市経営体質強化資金、境港市経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金、鳥取県チャレンジ応援資金及び境港市コロナ克服借換特別資金並びに保証協会が別に定める借換対象外の資金を除く。）のとりまとめを行う場合に限るものとし、借換資金のみの利用は認めないものとする。
融資限度額	2億8千万円

融資期間	10年以内（据置3年以内を含む。）とする。ただし、前条第1号に掲げる者への融資のうち、設備資金に係るものの融資期間については、15年以内（据置3年以内を含む。）									
融資利率	年1.43パーセント（変動金利）									
信用保証	すべて保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	下表のとおりとする。									
	（単位：％）									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45	
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。										
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、保証料率は0.80%とする。										
担保	保証協会の定めるところによる。									
保証人	保証協会の定めるところによる。									
償還方法	割賦均等償還									

（融資の申込み）

第6条 この資金の融資を受けようとする者は、境港市災害等緊急対策資金融資申込書（様式第2号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、融資対象者要件の確認及び内容を精査の上、必要に応じて意見を付して、申込書等の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を希望している取扱金融機関に送付するものとする。

（融資審査）

第7条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関及び申込書を受け付けた商工団体に審査結果を通知するものとする。

2 審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を精査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（資金措置）

第8条 この資金を運用するため、市は預託により、金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。

（1）預託額 この資金の融資残高に対し、市長が別に定める割合を乗じた額

（2）預託利率 市長が別に定める。

（3）預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（融資実行の報告）

第9条 基本要綱第8条に定める報告先は、県及び市とする。

(融資条件の特例)

第 10 条 市は、第 3 条第 1 項の規定による指定ごとに、市長が特に必要と認めるときは、第 5 条の規定にかかわらず、資金の使途、融資期間、融資利率及び保証料率の特例を設けることができる。

2 前項の特例の内容は、第 3 条第 2 項の通知に併せて保証協会、商工団体及び取扱金融機関に通知するものとする。

(所掌)

第 11 条 この要綱等に関する事務は、境港市産業部水産商工課において所掌する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行し、改正後の境港市災害等緊急対策資金制度要綱の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。